高松市・塩江町



編集・発行/高松市・塩江町合併協議会事務局





管理棟・エコホタル

高松市・塩江町などで構成する高松地区広域市町村圏振興事務組合の設置する「南部広域クリーンセンター」が、塩江町安 原下に完成しました。

この施設は、万全の環境対策のもとにごみ処理を行う「ごみ処理施設」、ごみの中から再生可能な資源を選別し回収する 「廃棄物再生利用施設」、楽しみながら環境問題について学べる「管理棟・エコホタル」の3つの施設で構成され、高松市・ 塩江町・香南町の一般廃棄物を処理します。

合併協議会の第8回会議から第10回会議が開催 され、合併後の塩江町地域における「水道料金」、 「保育料」などの取扱いが確認されました。

また、「塩江病院」については、診療内容や運営 形態など、現行どおり高松市に引き継ぐことが確 認されました。

	_
・第8回会議の概要	2
・ 第 9 回会議の概要	2
 第10回会議の概要 	3
・合併後、こうなります!	
国民健康保険事業	5
水道料金	6
保育料	7
 ・合併協定項目の協議状況 	8
 あ知らせ	8

高松市・塩江町

■協議事項 協議事項 協議事項	報告第10号 ・高松市・塩江町合併協議会規 について(事務局職員に関す る規定を変更)	■報告事項	第8回会議が高松市役所で開催 2月12日(木)に、合併協議会 されました。
ā kā	5.塩江町合併協議会	ページによる情報の提供等・ 合併 協議 会だ より 、ホーム	査の実施及び調整 ・行政制度・事務事業の現況調 ・合併協定項目の協議 ・合併協定項目の協議

|--|

した。 ■報告事項	す。	第9回会議が高松市役所で開催4月21日(水)に、合併協議会	第9回会議の概要	・下水道事業について・上水道事業について、人権啓発事業について、協議第16号~第19号(提案)	の制度に統一する。女性政策については、高松市して	いて その他の事業(女性政策)につ 協議第15号(確認)	高松市の制度に統一する。コミュニティ施策については、
---------------------	----	-------------------------------	----------	---	--------------------------	------------------------------------	----------------------------

松市の簡易水道事業として引き 塩江町の簡易水道事業は、高 上水道事業について 協議第18号(確認) 協議第20号~第24号(提案)	ては、高	松市の制度に統一する。 合併年度及びこれに続く5年度 人権啓発事業については、高 る汚水ますの設置については、 人権啓発事業について ただし、塩江町が実施してい 協議第16号(確認) に統一する。	助等については、高松市の制度はいいでは、高松市の制度は、意思集約を図ることとの下水道使用料、受益者負担金、	、飲息気をからする。 でが提案され、次回の会議でき継ぐ。 また、協議第20号から第24号いては、高松市の事業として引り確認されました。 り確認されました。 ちから第19号までが原案ど 下水道事業について	第8回会議で提案された協議 「高松市の組織機構の見 いて(高松市の組織機構の見 市の制度に統一する。(※6ペー ジを参照) ジを参照) がな、手数料その他上水道事業 ・
号が原案どおり確認されるとと第20号・第21号・第23号・第24 第9回会議で提案された協議 ■協議事項	将 徹 光 勉 鷹 郎 治	大橋 光政(高松市議会副議長) 新委員 ●新委員の紹介	す。 会議の概要は、次のとおりで	つ H. 長は、 K つ に るり (月) に、 合併協議 1日 (月) に、 合併協議	第10回会議の概要 について 第10回会議の概要
	定、一部改正等を行う。 果を踏まえ、条例・規則等の制 ただし、行政制度等の調整結 条例・規則等については、高	条例・規則等の取扱いについて 協議第11号(確認) 市に引き継ぐ。	ぞれの財産区の財産として高松財産区の財産については、それ	高工地区内室区をバニ百地区 務は、すべて高松市に引き継ぐ。 「「「「「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」	業)の修正案が携案され、確認

高松市・塩汀町

高松市の美術館として、高松市ついて、「「「「「」」で、「「」」では、「」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、	協議第22号(確認) 「「「「」」」で、高松市に引き継 「「」」で、高松市に引き継 「「」」で、高松市に引き継 「」」で、高松市に引き継 「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、 「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	の塩江町の制度を適用する。	これに続く5年度に限り、「所を有する者は、合併年度」	ては、合併時において塩江町に乳幼児医療費助成制度についページを参照)	「額となるよう調整する。」において、高松市の保	并再度り翌々再度からう再の翌年度は現行どおりとし料については、合併年度及	ただし、塩江町の保育所の保 児童福祉事業について 、高 議第22号(確認)
ビカちゃん 高松市都市		等の取扱いについて・各種団体への補助金・交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・使用料・手数料等の取扱いに	・公共的団体等の取扱いについ・附属機関等の取扱いについて		洗 1 から。 熱については、高松市の制 館協議会委員の選任方法及	使用料の割増等の規定並びに美ただし、減免対象者、ホールては、現行のとおりとする。「「「「「」と「」では、現行のとおりとする。」」では、現行のとおりとする。「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、

『新しいまちづくりを考える住民懇談会』を 開催しました!

合併協議会では、現在、合併後の市のマスタープランとなる「建設計画」の策定作業を進 めています。この「建設計画」や今後の合併協議に、住民の皆さんの御意見等を反映させる ため、2月28日と29日の両日、塩江町で、『新しいまちづくりを考える住民懇談会』を3回開 催しました。

懇談会では、現在の塩江町地域の課題や 問題点、また、合併により"どのようなま ちになればよいか"など、ハード・ソフト 両面で、住民の皆さん相互に活発な意見交 換が行われました。

なお、懇談会で出された御意見・御要望 等は、第9回会議資料として、合併協議会 事務局や高松市役所、塩江町役場で閲覧で きます。また、合併協議会のホームページ にも掲載していますので、ぜひ、御覧くだ さい。



合併後、こうなります!

合併協議会では、現在、高松市と塩江町の住民サービスの水準や住民負担の調整な ど、両市町の合併に関する様々な協議を進めています。

ここでは、第8回会議から第10回会議で確認された事項のうち、特に住民の皆さん に関係の深い事項について、ピックアップしてお知らせします。

■合併後の塩江町地域の「国民健康保険事業」は、こうなります!

第8回会議において、「合併年度は現行どおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一 する」ことが確認されました。

このことに伴い、両市町が本年度中に合併した場合、平成17年度から、塩江町地域の国民健康保 険事業は、次のとおりとなります。

●国民健康保険料(税)の比較					
率及び	バ限度額等	高松市	塩江町		
医	所得割	7.0/100	8.0/100		
療給	資産割	26.9/100	40.0/100		
付 費 分	均等割	29,100円	23,000円		
分	平等割	24,200円	28,000円		
介	所得割	1.5/100	1.55/100		
介護納	資産割	5.9/100	10.0/100		
付 金 分	均等割	7,000円	7,200円		
分	平等割	4,300円	4,200円		
出産育児一時金		300,000円	300,000円		
葬祭	費	50,000円	30,000円		
	助成内容	人間ドック 及び脳ドック	人間ドック のみ		
人間	助成額	25,000円	25,000円		
人間ドック	対象者	 ・満40歳以上 ・国保1年以上 継続加入 ・納期到来分の 保険料を完納 	・満35歳以上		

●国民健康保険料(税)の比較

《料(税)率は、平成16年度》

●国民健康保険料(税)の比較

(一例/平成16年度の算定方法により試算)

○夫婦(介護保険第2号被保険者)と	子供2人で、
世帯主(介護保険第2号被保険者)の	D
前年(平成15年)所得:200万円	
平成16年度固定資産税額:5万円の	D場合は、
年間で5,800円安くなります。	(単位:円)

	高松市	塩江町	差額
医療給付費分	270,900	273,600	△ 2,700
介護納付金分	46,300	49,400	△ 3,100
合計	317,200	323,000	△ 5,800

○夫婦(介護保険第2号被保険者以外)で、
世帯主の前年(平成15年)所得:120)万円
平成16年度固定資産税額:5万円の	場合は、
年間で6,900円安くなります。	
	(単位:円

	高松市	塩江町	差額
医療給付費分のみ	156,700	163,600	△ 6,900

※ 両市町では、別途、所得状況に応じて、軽減制度が あります。



)

高松市・塩江町

合併後の塩江町地域の「水道料金」はこうなります!



第9回会議において、合併後の水道料金は、「高松市の制度に統一する」こと が確認されました。

このことに伴い、塩江町地域の水道料金は、約91%の世帯が該当する「メー ターロ径13mm(家庭用)・平均使用水量15m³/月」の場合、1ヶ月で1,260円 (年間15,120円)安くなります。また、営業用等を含む全体の平均では、1ヶ月 で1,866円(年間22,392円)安くなります。

なお、現在、塩江町地域の水道料金は、検針・請求ともに月1回ですが、合併 後は、隔月で検針し、2ヶ月に1度の請求となります。

A 114 /14 14

家庭用	合併後は こうなります!				
	1 ヶ月の 使用水量(m ³)	▶ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	塩江町(円)	差額(円)	
	0	1,050	2,257	△ 1,207	
	10	1,470	2,257	△ 787	
メーターロ径	※ 15	2,152	3,412	△ 1,260	
13mmの場合	20	2,835	4,567	△ 1,732	
	30	4,935	6,877	△ 1,942	
	50	9,135	11,497	△ 2,362	
	0	2,100	2,331	△ 231	
	10	2,520	2,331	189	
メーター口径	※ 16	3,339	3,717	△ 378	
20mmの場合	20	3,885	4,641	△ 756	
	30	5,985	6,951	△ 966	
	50	10,185	11,571	△ 1,386	

●水道料金(月額)の比較表(※印は、塩江町の平均使用水量)

営業用



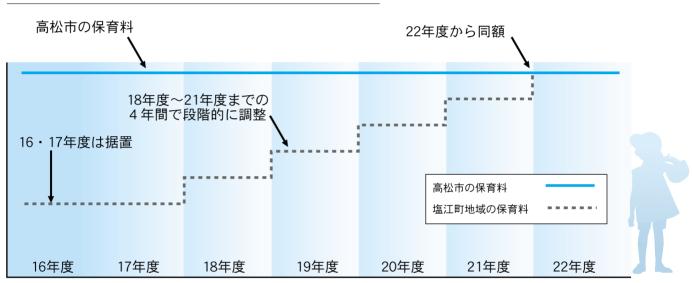
	1 ヶ月の 使用水量(m³)	高松市(円)	塩江町(円)	差額(円)	
	0	1,050	2,467	△ 1,417	
	10	1,470	2,467	△ 997	
	20	2,835	5,302	△ 2,467	
メーター口径	※ 24	3,675	6,436	△ 2,761	
13mmの場合	30	4,935	8,137	△ 3,202	
	50	9,135	13,807	△ 4,672	
	0	2,100	2,541	△ 441	
	10	2,520	2,541	△ 21	
メーター口径	50	10,185	13,881	△ 3,696	
20mmの場合	※ 61	12,495	16,999	△ 4,504	
	100	20,685	28,056	△ 7,371	
	200	45,885	59,556	△ 13,671	
	1,000	262,185	312,480	△ 50,295	
メーター口径	※ 1,275	332,430	399,105	△ 66,675	
50mmの場合	2,000	514,185	627,480	△ 113,295	
	5,000	1,270,185	1,572,480	△ 302,295	

■合併後の塩江町地域の「保育料」はこうなります!

第10回会議において、合併後の塩江町地域の保育料の取扱いが確認されました。

現在、塩江町では、若者の定住を促進する観点等から、高松市に比べ低額な保育料が適用されています。

この保育料の調整に当たり、合併協議会では、当初、4年度間の経過措置を設けることが提案されましたが、委員から、両市町の保育料には相当の差があり、経過措置の期間をさらに延長すべき との意見があったことから、再度、協議した結果、経過措置の期間を1年間延長し、5年度間とす る修正案が確認されました。



●保育料の調整イメージ(平成16年度中に合併した場合)

●現在の高松市と塩江町の保育料

○3歳未満児で1人が保育所に入所している場合(生活保護世帯を除く) 高松市 ⇒ 7,000円/月~53,000円/月

塩江町 ⇒ 2,350円/月~27,120円/月

- ○3歳児で1人が保育所に入所している場合(生活保護世帯を除く)
 - 高松市 ⇒ 5,000円/月~34,000円/月

塩江町 ⇒ 1,690円/月~26,680円/月

○4歳以上児で1人が保育所に入所している場合(生活保護世帯を除く)

高松市 ⇒ 5,000円/月~29,000円/月

塩江町 ⇒ 4歳児 1,690円/月~26,680円/月

5歳児 1,690円/月~15,000円/月

「防犯灯設置等補助制度」は?

合併後の塩江町地域の防犯灯設置等補助制度は、現在、塩江町では補助対象となっていない白熱防犯灯から蛍光防犯灯 への切替工事、防犯灯の移設・補修工事などについても補助の対象となります。

※ 左記の保育料は、同一世帯で1人 が保育所に入所している場合の月額 保育料で、両市町では、別途、同一 世帯から2人以上の児童が入所して いる場合や母子世帯等については、 保育料を減額しています。

高松市・塩汀町

合併協議、進行中!

合併協定項目の協議状況をお知らせします

合併協議会では、昨年6月1日に設置されて以来、これまでに10回の会議を開催し、合併協定項目について協議を進めています。これまでの協議状況は、次のとおりです。

なお、合併協定項目の内容や協議結果などの詳細は、合併協議会のホームページに掲載していますので、ぜひ、アクセスし てみてください。

	合併協定項目			協議状況		
1	基本的な協議事項					
	1	合併の方式	第2回	第2回確認		
	2	合併の期日	第2回	第2回確認		
	3	市の名称	第2回	第2回確認		
	4	市の事務所の位置	第2回	第2回確認		
	5	財産の取扱い	第9回	第10回確認		
2	合併特例法に定める協議事項					
	6	地域審議会の取扱い				
	7	議会の議員の定数及び任期の取扱い				
	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
	9	地方税の取扱い	第5回	第6回確認		
	10	一般職の職員の身分の取扱い				
3	その他協議事項					
	11	町名・字名の取扱い	第4回	第5回確認		
	12	慣行の取扱い	第4回	第5回確認		
	13	事務組織及び機構の取扱い				
	14	条例・規則等の取扱い	第9回	第10回確認		
	15 特別職の職員の身分の取扱い		第4回	第5回確認		
	16	一部事務組合等の取扱い				
	17	附属機関等の取扱い	第10回	継続協議		
	18	公共的団体等の取扱い	第10回	継続協議		
	19	消防団の取扱い	第7回	第8回確認		
	20	使用料・手数料等の取扱い	第10回	継続協議		
	21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第10回	継続協議		
	22 国民健康保険事業の取扱い		第7回	第8回確認		
	23	介護保険事業の取扱い				
	24	各種事務事業の取扱い				
		1 都市提携	第6回	第7回確認		
		 2 電算システム事業 2 広時広却事業 	第6回	第7回確認		
		3 広聴広報事業	第6回	第7回確認		
		4 人権啓発事業	第8回	第9回確認		
		5 コミュニティ施策	第7回	第8回確認		
		 6 障害者福祉事業 7 高齢者福祉事業 				
		7 同即有価位争来 8 生活保護事業	第8回	第9回確認		
		o 生活体設事業 9 児童福祉事業	第○回 第9回	第9回確認 第10回確認		
		9 元星福祉事業 10 その他の福祉事業	あり回	另10回mei心		
		10 その他の福祉事業 11 保健衛生事業				
		12 床随用生 争来 12 床院事業	第9回	第10回確認		
		12 病阮事未 13 環境対策事業	স্টা	オコクロル用いい		
		13 泉境対東事業 14 商工・観光関係事業				
		15 農林水産関係事業				

		合併協	協定項目	提案	協議状況
		16	建設関係事業		
		17	交通関係事業		
		18	上水道事業	第8回	第9回確認
		19	下水道事業	第8回	第9回確認
		20	消防防災関係事業		
		21	学校教育事業		
		22	社会教育事業		
		23	文化振興事業		
		24	その他の事業		
			女性政策	第7回	第8回確認
			美術館事業	第9回	第10回確認
4	建	建設計画に係る協議事項			
	25	建設計画			

■合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付し、傍聴証をお 渡しします。傍聴の定員は50名以内。

■会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、塩江町役場で会 議資料や会議録を御覧いただけるほか、ホームペー ジでも御覧いただけます。

発行

高松市・塩江町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番15号 高松市役所6 F TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125 URL http://www.takamatsu-shionoe.jp E-mail: t8046@city.takamatsulg.jp

御意見をお待ちしています!

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議 会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。